

# 安全データシート (SDS)

作成・改訂: 2018 年 07 月 24 日

**1. 製品及び会社情報**

## 化学品名称

製品名	ターピーソフトメッシュシート (GRAY)
会社名	萩原工業株式会社
担当部門	合成樹脂事業部 ターピー部 品質強化課
住所	〒712-8502 岡山県倉敷市水島中通1丁目4番地
電話番号	086(440)0820
FAX番号	086(440)0818
推奨用途及び使用上の制限	産業資材

**2. 危険有害性の要約**

## GHS分類

分類基準に該当しない。

## GHSハザル要素

分類基準に該当しない。

## 危険性

本製品は危険物に該当しないが、指定数量(3,000Kg)以上では「指定可燃物合成樹脂類その他のもの」に該当するため、火気注意のこと。

## 成分として

PRTR法第一種指定化学物質の「アンチモン及びその化合物」及び「有機スズ化合物」を含有している。

労働安全衛生法第57条の2の通知対象物である「アンチモン及びその化合物」を含有している。

## 有害性

製品としての情報なし。

## 成分として

三酸化アンチモン：人間に対しておそらく発癌性があると考えられるが、証拠が比較的に十分でない物質(第2群B)。

## 環境影響

野外に露出した場合、鳥等の動物が飲み込み窒息する可能性があるので、廃棄や露出には注意を要す。

**3. 組成及び成分情報**

## 化学物質・混合物の区分

混合物

## 組成及び成分情報

化学物質名	含有量 (wt%)	化学式又は構造式	官報公示 整理番号	CAS No.
ポリプロピレン	90~95	(C <sub>3</sub> H <sub>6</sub> ) <sub>x</sub>	6-402	9003-07-0
臭素系難燃剤	3~5	—	登録有	登録有
その他	2~5	—	—	—

化学物質管理促進法 (PRTR法)				労働安全衛生法		
種別	号	指定化学物質名	含有量 (wt%)	CAS No.	通知対象物質名	含有量 (wt%)
第一種	31	アンチモン及びその化合物	0.3	1309-64-4	三酸化アンチモン	0.50~0.80
第一種	239	有機スズ化合物	0.1	1309-64-4	すず及びその化合物	0.05~0.10
				非公開	臭素化合物	0.40~0.60
				13463-67-7	酸化チタン	0.30~0.75

**4. 応急措置**

## 吸入した場合

製品形状がシート状であり、通常使用の場合は該当しないが、加工により粉碎等を行った場合は以下の処置を行う。

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休憩させること。

気分が悪い場合は、医師の診断、手当を受けること。

## 皮膚に付着した場合

皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断、手当を受けること。

皮膚を速やかに洗浄すること。

気分が悪い場合は、医師の診断、手当を受けること。

水と石けんで洗うこと。

<b>眼に入った場合</b>	気分が悪い場合は、医師の診断、手当を受けること。 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼に刺激が持続する場合、医師の診断、手当を受けること。
<b>飲み込んだ場合</b>	気分が悪い場合は、医師の診断、手当を受けること。 口をすすぐこと。

## 5. 火災時の措置

<b>消火剤</b>	水、粉末消化剤、泡消化剤、二酸化炭素、砂等
<b>使ってはならない消化剤</b>	棒状注水
<b>特有の危険有害</b>	火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。 熱、火花及び火炎で発火するおそれがある。
<b>特有の消化方法</b>	火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。 初期の火災には水（霧状水）、粉末消化器などを用いる。 大規模火災の蔡には、泡消化剤などを用いて空気を遮断することが有効である。 周囲の設備などに散水して冷却する。 移動可能な製品は速やかに安全な場所に移す。
<b>消化を行う者の保護</b>	一酸化炭素及び二酸化炭素や黒煙等が発生するので、防火服等に加え防毒マスクを着用することが望ましい。 風上から消化する。

## 6. 漏出時の措置

<b>人体に対する注意</b>	作業者は適切な保護具（『8. 暴露防止及び保護処置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 溶融物が付着した場合は、大量の水で冷却し、医師の診断を受けること。 外観に変化が見られたり、痛みや刺激が続く場合は直ちに医師の診断を受けること。
<b>環境に対する注意</b>	付近の着火源と成りそうな物を速やかに取り除くこと。 環境中に放出してはならない。
<b>回収</b>	掃き集め空容器等に回収し、指定の廃棄物処分法にて処分する。

## 7. 取り扱い及び保管上の注意

<b>技術的対策</b>	『8. 暴露防止及び保護処置』に記載の設備的対策を行い、保護具を着用する。
<b>取扱上の注意</b>	着火源に近づけない。 直射日光を避け換気の良い屋内で保管する。
<b>保管上の注意</b>	保管場所周辺では火気厳禁とする。 強酸化剤(ハロゲン、過酸化物等)の近くには保管しない。

## 8. 暴露防止及び保護措置

<b>管理濃度</b>	設定されていない。
<b>許容濃度</b>	設定されていない。
<b>設備対策</b>	粉じん又は加熱溶融等で蒸気、ガスが発生する場合は局所排気装置を設置する。 装置等に静電気防止処置を行う。
<b>呼吸用保護具</b>	粉塵が発生する加工を伴う場合は防塵マスク、溶融等で蒸気、ガスが発生する場合は有機ガスマスクを着用する。
<b>保護手袋</b>	軍手の着用が好ましい。
<b>保護眼鏡</b>	粉塵、蒸気、ガス等が発生する場合は安全眼鏡を使用する。
<b>保護衣</b>	長袖作業着が好ましい。

**9. 物理的及び化学的性質**

<b>物理的状態</b>	固体（ポリプロピレン製糸条織物品）
<b>臭い</b>	ほとんど無臭
<b>融点</b>	130～165 °C
<b>沸点</b>	製品としての情報なし
<b>引火点</b>	製品としての情報なし
<b>爆発限界</b>	製品としての情報なし
<b>蒸気圧・蒸気密度</b>	製品としての情報なし
<b>揮発性</b>	製品としての情報なし
<b>比重</b>	製品としての情報なし
<b>溶解度</b>	水に不溶
<b>その他溶媒</b>	熱キシレン等の芳香族溶媒に可溶

**10. 安定性及び反応性**

<b>反応性、化学的安定性</b>	通常の取扱い条件下では安定である。
<b>危険有害反応可能性</b>	通常の取扱い条件下では危険有害反応を起こさない。
	燃焼により、一酸化炭素(CO)、NOX等の有害ガスが発生等が発生する恐れがある。

**避けるべき条件** 高温下、急激な温度変化

**11. 有害性情報**

<b>製品の有害情報</b>	製品としての情報なし
<b>急性毒性</b>	製品としての情報なし
<b>皮膚腐食性・刺激性</b>	製品としての情報なし
<b>目に対する重篤な損傷</b>	製品としての情報なし
<b>または眼刺激性</b>	製品としての情報なし
<b>呼吸器感作性・皮膚感作性</b>	製品としての情報なし
<b>生殖細胞変異原性</b>	製品としての情報なし
<b>発がん性</b>	ポリプロピレンとして IARCの発がん性区分でグループ3に分類されている。 三酸化アンチモンとして グループ2B(IARC)第2群B(日本産業衛生学会)
<b>生殖毒性</b>	製品としての情報なし
<b>特定標的臓器・全身毒性 (単回暴露)</b>	製品としての情報なし
<b>特定標的臓器・全身毒性 (反復暴露)</b>	製品としての情報なし
<b>吸引性呼吸器有害性</b>	製品としての情報なし

**12. 環境影響情報**

<b>製品の環境影響情報</b>	製品としての情報なし
<b>生態毒性</b>	製品としての情報なし 但し、海洋生物や鳥類が摂取することを防止するために、海洋や水域での投棄、放出はしない。
<b>残留性・分解性</b>	製品としての情報なし ポリプロピレンは環境中で長期間分解しない。
<b>生体蓄積性</b>	製品としての情報なし
<b>土壤中の移動性</b>	製品としての情報なし
<b>オゾン層有害性</b>	製品としての情報なし

**13. 廃棄上の注意**

<b>残余廃棄物</b>	成分に三酸化アンチモンが含まれているので、知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託する。 焼却処分をしない。
--------------	---

**汚染容器及び包装**

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

**14. 輸送上の注意****国際規制**

**国連番号** 該当しない  
**海洋汚染物質** 該当しない  
**MARPOL73/78付属書ⅡおよびIBCコードによりばら積み輸送海洋汚染物質**

該当しない  
該当しない

**航空規制情報****国内規制****海上規制情報**

該当しない

**航空規制情報**

該当しない

**陸上規制情報**

消防法における指定可燃物に該当するので、同法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

**緊急時応急処置指針番号**

なし

**その他**

水濡れ、異物混入及び荷崩れ防止措置を行う。

包装を傷付けたり、破袋させるような乱暴な取扱いは厳禁。

**15. 適用法令****成分として****三酸化アンチモン**

毒物及び劇物取締法（政令・劇物）

労働安全衛生法第18条の2

化学物質管理促進法施行第1条（第1種指定化学物質）

水質汚濁法（指定物質）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物）

化学物質管理促進法（P R T R）

**労働安全衛生法**

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）

**消防法**

指定可燃物（合成樹脂類3,000kg）

**毒物及び劇物取締法**

該当しない

**16. その他情報****参考文献**

JIS Z 7253:2012「G H Sに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（S D S）」

JIS Z 7252:2014「G H Sに基づく化学物質等の分類方法」

G H S V e r . 4 ( U N ) 2 0 1 1 . 7

独立行政法人 製品評価技術機構のG H S分類

化審法データベース（J-C H E C K）

原材料メーカーの安全データシート（S D S）

**その他**

本S D Sは、J I S Z 7 2 5 3 : 2 0 1 2に準拠し、作成時における入手可能な製品情報、有害性情報に基づいて作成していますが、必ずしも十分でない可能性がありますので、取扱にはご注意下さい。

本S D Sの記載内容については、新しい知見等がある場合には必要に応じて変更して下さい。

また、注意事項等は通常の取扱を対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には用途・条件に適した安全策を実施の上、お取り扱い願います。